

# 労 災 保 険

## 休業(補償)給付 傷病(補償)年金 の 請求手続

業務災害又は通勤災害による負傷や疾病による療養のため労働することができず、そのために賃金を受けていないとき

厚 生 労 働 省  
都 道 府 県 労 働 局  
労 働 基 準 監 督 署

## 休業(補償)給付について

労働者が、業務上又は通勤による負傷や疾病による療養のため労働することができず、そのために賃金を受けていないとき、休業補償給付（業務災害の場合）又は休業給付（通勤災害の場合。以下合わせて「休業(補償)給付」といいます。）がその第4日目から支給されます。

### 給付の内容

業務上又は通勤による負傷や疾病による療養のため、労働することができないため、賃金を受けていないという3要件を満たす場合に、その第4日目から、休業(補償)給付と休業特別支給金が支給されます。支給額は次のとおりです。

$$\text{休業(補償)給付} = (\text{給付基礎日額の} 60\%) \times \text{休業日数}$$

$$\text{休業特別支給金} = (\text{給付基礎日額の} 20\%) \times \text{休業日数}$$

なお、休業の初日から第3日目までを待期間といい、この間は業務災害の場合、事業主が労働基準法の規定に基づく休業補償（1日につき平均賃金の60%）を行うこととなります。

また、例えば通院のため、労働者が所定労働時間の一部についてのみ労働した場合は、給付基礎日額からその労働に対して支払われる賃金の額を控除した額の60%に当たる額が支給されます。

### 給付基礎日額

「給付基礎日額」とは、原則として、労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。また、平均賃金とは、原則として、業務上又は通勤による負傷や死亡の原因となった事故が発生した日又は医師の診断によって疾病の発生が確定した日（賃金締切日が定められているときは、その日の

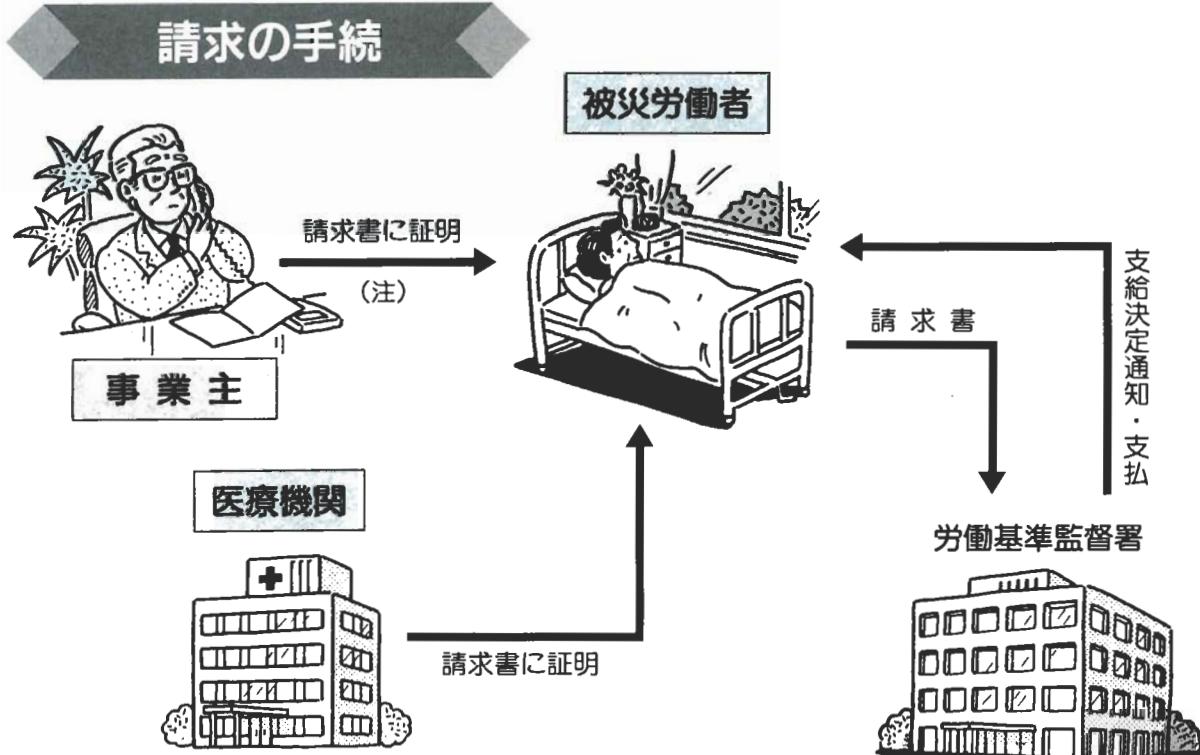
直前の賃金締切日)の直前3か月間にその労働者に対して払われた賃金の総額を、その期間の暦日数で割った1暦日当たりの賃金額です。

休業(補償)給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額は、傷病の発生時(スライドされた場合はスライド改定時)に比べて上下10%を超える賃金の変動があった場合、その変動率に応じて改定(スライド)され、また、療養開始後1年6か月を経過した場合は、年齢階層別の最低・最高限度額が適用されます(休業給付基礎日額)。

また、年金たる保険給付(傷病(補償)年金、障害(補償)年金及び遺族(補償)年金)の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額については、傷病の発生時(スライドされた場合はスライド改定時)の属する年度とその前年度の賃金との変動率に応じて改定(スライド)され、年令階層別の最低・最高限度額の適用があります(年金給付基礎日額)。なお、年齢階層別の最低・最高限度額は、年金が支給される最初の月から適用されます。

## 一部負担金

通勤災害により療養給付を受ける方については、初回の休業給付から一部負担金として200円(日雇特例被保険者については100円)が控除されることとなります。



(注) 第2回目以降の請求が離職後である場合には、事業主による請求書への証明は必要ありません。  
ただし、離職後であっても当該請求における療養のため労働できなかった期間の全部又は一部が離職前に係る休業期間を含む場合は、請求書への証明が必要です。

休業(補償)給付を請求するときは、休業補償給付支給請求書（様式第8号）又は休業給付支給請求書（様式第16号の6）を所轄の労働基準監督署長に提出して下さい。この場合、休業が長期にわたる場合は、1か月ごとに請求するのが便利です。

なお、休業特別支給金の支給申請は、原則として休業(補償)給付の請求と同時に行うこととなっており、休業(補償)給付と同一の様式となっています。

### ●提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
同一の事由によって、障害厚生年金、障害基礎年金等の支給を受けている場合	支給額を証明する書類
「賃金を受けなかった日」のうちに業務上(通勤)の負傷及び疾病による療養のため、所定労働時間の一部について労働した日が含まれる場合	様式第8号又は様式第16号の6の別紙2

※その他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

## 請求に係る時効

休業(補償)給付は、療養のため労働することができないため賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年を経過しますと、時効により請求権が消滅することとなりますのでご注意下さい。

## 請求書記載例

様式第8号(表面)		労働者災害補償保険		標準字体		アカ サタ ナハ マヤ ラワ 01234 イキシ ニヒミ リン 56789 ウクス ツヌ フム ユル エケセテネヘメ レ。 オコゾトノホモヨロ カハ。		○溝点、半溝点 は一文字として書いてください。 (例)		通勤災害の場合は様式第 16号の6	
帳票種別		修正項目番号① 修正項目番号②		①苦惱部位							
※ 34310				/ /							
(注意)		被保険者番号		年齢		性別		新規再別		④受付年月日	
労働保険番号		3112114029		男		女		※		※	
⑤労働者の性別		⑥労働者の生年月日		⑦負傷又は発病年月日		⑧就業場		⑨新規再別		⑩特別加入者	
1男 1女		1953年3月3日		1951年5月15日		1東 1西 1日 3日 5日		※		1妻 1子 1女 3男	
⑪就業場所		⑫就業場所のない場合		⑬就業場所のない場合		⑭就業場所のない場合		⑮就業場所のない場合		⑯就業場所のない場合	
ヤマカワ千タロウ		山口太郎		山口太郎		山口太郎		山口太郎		山口太郎	
氏名		(43歳)									
の住所		松戸市本町〇-〇-〇									
下の欄及び②、③、④、⑤欄は、印を新規に届ける場合、又は、届け出に印を変更する場合のみ記入して下さい。											
⑥労働のため労働できなかった期間											
14 5 15 14 5 3 1 17 5 17											
⑦預金の現状 ⑧印番号											
1普通 1234567											
ヤマカワ千タロウ											
(つづき)メイキニン(カタカナ): 記入の際は「」字をあけて記入して下さい。											
新規・変更		千葉		松戸支		山口太郎		山口太郎		山口太郎	
修正欄(1)		修正欄(2)									
※											
⑩の者については、⑦、⑧、⑨、⑩から⑯まで(⑩の□を除く)、及び別紙2に記載したとおりであることを証明します。											
14年6月3日											
事業の名称		株式会社 カロ藤製作所		電話 0000番 0000番		郵便番号		15日間		15日間	
事業場の所在地		葛飾区北町〇-〇									
事業主の氏名		代取販賣部 カロ藤 一夫									
労働者の直接所属事業場名		葛飾区北町〇-〇		電話		局番		14年5月17日		(死傷報告提出年月日)	
診療担当者の証明		⑪傷病の部位及び傷病名		左脚骨折下端部骨折							
		⑫療養の期間		14年5月15日から 14年5月31日まで 17日間		15日間					
		⑬傷病の経過		⑭療養の現況/14年5月31日 治愈・死亡・転院・中止・癒続中							
		⑮療養のため行動することができなかったと認められる期間		14年5月15日から 14年5月31日まで 17日間のうち 17日							
		⑯の者については、⑪から⑯までに記載したとおりであることを証明します。		14年5月31日		電話 0000番 0000番					
		病院又は診療所の所在地		葛飾区北町〇-〇		15日間					
		名 称		佐藤医院		15日間					
		診療担当者氏名		佐藤一郎		15日間					
上記により休業補給料の支給を請求します。											
休業特別支給金の支給を申請します。											
郵便番号 271-XXXX 電話 0000番 0000番											
住所 松戸市本町〇-〇-〇 (方)											
氏名 山口太郎											
回数											
労働基準監督署長											

株式第8号(裏面)

①労働者の職種	②負傷又は発病の時刻	③平均賃金(算定内訳別紙とのおり)
トラック運転手	午前 / 時 30分頃	11,921 円 34銭
④所定労働時間 午前 8時30分から午前 5時00分まで	⑤休業補給付額(休業手当額) 別支給金額の改定比率(説明書のとおり)	

⑥災害の原因及び発生状況 ⑦どのような場所で ⑧どのような作業をしているときに ⑨どのような物又は環境に ⑩どのような状態があつて、⑪どのような災害が発生したかを詳細に記入すること  
当社第2倉庫で入口で18リットル入りの白灯油缶を倉庫に入れて保管するため、トラックの荷台から両手でかかえて一缶づく運搬中、コンクリートの床面にこぼれていた油で足をすべらせて、灯油缶を左足に落とし、左足甲茎部下端部を骨折した。

【注意】

職種はなるべく具体的に作業内容がわかるように記入してください。

別紙の「平均賃金算定内訳」によって計算された平均賃金額を記入します。

⑫どのような場所で、⑬どのような作業をしているときに、⑭どのような物又は環境に、⑮どのような不安全又は有害な状態があつて、⑯どのような災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。

⑰厚生年金保険等の受給関係	⑱基礎年金番号	⑲被保険者資格の取得年月日	年月日	
			厚生年金保険法の 年金	国民年金法の 年金
⑳当該傷病に関する年金の種類等	㉑年金の種類	㉒被保険者資格の取得年月日	㉓年金	㉔年金
	㉕障害等級		㉖年金	㉗年金
	㉘支給される年金の額		㉙年金	㉚年金
	㉛支給されることとなった年月日		㉜年	㉝月
	㉞基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード		㉟年	㉟月
	㉟所轄社会保険事務所等		㉟日	㉟日

表面の記入枠 を訂正したときの訂正印欄	削字印 加字印
------------------------	------------

社会保険士 勤務記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		㊞	

一、所定労働時間に負傷した場合は、②及び③欄については、当該負傷した日を除いて平均賃金を算定してください。  
二、別紙に記載した平均賃金の算定基準は、平均賃金の算定基準が異なる場合に適用され、その期間及びその期間中の傷病の療養期間が有り、その他の他の治療を受けて算定した平均賃金に相応する額が別紙に記載する場合に記載してください。  
三、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
四、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
五、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
七、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
八、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
九、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十一、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十二、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十三、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十四、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十五、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十六、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十七、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十八、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十九、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十一、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十二、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十三、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十四、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十五、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十六、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十七、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十八、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十九、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
三十、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
三十一、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
三十二、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
三十三、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
三十四、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
三十五、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
三十六、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
三十七、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
三十八、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
三十九、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
四十、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
四十一、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
四十二、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
四十三、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
四十四、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
四十五、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
四十六、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
四十七、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
四十八、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
四十九、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
五十、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
五十一、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
五十二、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
五十三、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
五十四、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
五十五、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
五十六、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
五十七、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
五十八、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
五十九、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載ください。

同一の傷病について厚生年金保険等の年金を受給している場合にのみ記入してください。

一、事業主の登録は受けない必要がないこと。  
二、体操別会員の登録の申請のみを行う場合には、③欄は記載する必要はありません。  
三、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
四、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
五、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
六、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
七、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
八、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
九、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十一、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十二、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十三、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十四、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十五、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十六、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十七、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十八、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
十九、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十一、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十二、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載してください。  
二十三、別紙による平均賃金の算定基準が異なる場合に記載ください。

# 記載例

様式第8号(別紙1) (表面)

労働保険番号	氏名	災害発生年月日
府県所掌管轄	基幹番号	枝番号
		14年5月15日

この欄には、労働日数等に  
関係なく一定の期間によ  
って支払われた賃金を記  
入します。

## 平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日	常用・日雇の別			(常用)日雇
賃金支給方法	(月給・週給・日給)時間給・出来高払制・その他請負制			賃金締切日毎月未
A	賃金計算期間 <small>月よつて支払つた一定の期間に</small>	2月1日から 2月28日まで	3月1日から 3月31日まで	4月1日から 4月30日まで
	総日数	28日	31日	30日④ 89日
	基本賃金	300,000円	300,000円	300,000円 900,000円
	手当	12,000	12,000	12,000 36,000
	手当	10,000	10,000	10,000 30,000
	計	322,000円	322,000円	322,000円 ④ 966,000円
B	賃金計算期間 <small>他の請負制によって支払つたもの</small>	2月1日から 2月28日まで	3月1日から 3月31日まで	4月1日から 4月30日まで
	総日数	28日	31日	30日④ 89日
	労働日数	19日	22日	21日④ 62日
	基本賃金	円	円	円
	残業手当	35,000	27,000	33,000 95,000
	手当			
	計	35,000円	27,000円	33,000円 ④ 95,000円
	総計	357,000円	349,000円	355,000円 ④ 1,061,000円
	平均賃金	賃金総額④1,061,000円÷総日数④ 89 - 11,921円 34銭		
	最低保障平均賃金の計算方法			
	Aの④ 966,000円÷総日数④ 89 - 10,853円 93銭④			
	Bの④ 95,000円÷労働日数④ 62 × 60 ÷ 100 - 919円 35銭④			
	④ 10,853円 93銭 + ④ 919円 35銭 - 11,773円 28銭 (最低保障平均賃金)			
	日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間 月 日から 月 日まで	① 労働日数又は 労働総日数 ② 賃金総額 円
		第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額	③ 平均賃金 (②×③) 100
		第4号の場合	従事する事業又は職業	
			都道府県労働局長が定めた金額	
	漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号第2条による。)	平均賃金協定額の承認年月日	年 月 日 職種	平均賃金協定額 円
	① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額④-休業した期間にかかる②の③) ÷ (総日数④-休業した期間②の③)			
	( 円 - 円 ) ÷ ( 日 - 日 ) = 円 銭			

災害発生日の直前の賃金  
締切日から遡って過去3  
か月間が平均賃金算定期  
間となりますので、当該期  
間における賃金計算期間  
を記入します。

該当する賃金計算期間中  
に実際に労働した日数を  
記入します。

この欄には、労働日数、労  
働時間数等に応じて支払  
われた賃金を記入します。

両者を比較して、いずれか  
高い方が平均賃金とされ  
ますので本例の場合の平  
均賃金は11,921円34銭と  
なります。

(注) 一般的な算定方法の記載例です。

## 傷病(補償)年金について

業務上又は通勤による負傷や疾病の療養開始後1年6か月を経過した日又はその日以後、次の要件に該当するとき、傷病補償年金(業務災害の場合)又は傷病年金(通勤災害の場合。以下合わせて「傷病(補償)年金」といいます。)が支給されます。

- (1) その負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) その負傷又は疾病による障害の程度が傷病等級表の傷病等級に該当すること。

### 給付の内容

傷病等級に応じて、傷病(補償)年金、傷病特別支給金及び傷病特別年金が支給されます。

傷病等級	傷病(補償)年金	傷病特別支給金(一時金)	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の313日分	114万円	算定基礎日額の313日分
第2級	〃 277日分	107万円	〃 277日分
第3級	〃 245日分	100万円	〃 245日分

### ※年金の支払月

傷病(補償)年金は、上記の(1)、(2)の支給要件に該当することとなった月の翌月分から支給され、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に、それぞれの前2か月分が支払われます。

## 算定基礎日額

算定基礎日額とは、原則として、業務上又は通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって病気にかかったことが確定した日以前1年間にその労働者が事業主から受けた特別給与の総額を算定基礎年額として365で割って得た額です。

ところで、特別給与の総額が給付基礎年額（給付基礎日額の365倍に相当する額）の20%に相当する額を上回る場合には、給付基礎年額の20%に相当する額が算定基礎年額となります。ただし、150万円が限度額です。

なお、特別給与とは、給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど3か月をこえる期間ごとに支払われる賃金をいい、臨時に支払われた賃金は含まれません。

### ※ 傷病(補償)年金と休業(補償)給付

傷病(補償)年金が支給される場合には、療養(補償)給付は引き続き支給されますが、休業(補償)給付は支給されません。

## 手 続

傷病(補償)年金の支給・不支給の決定は、所轄の労働基準監督署長の職権によって行われますので、請求手続は必要ありませんが、療養開始後1年6か月を経過しても傷病が治っていないときは、その後1か月以内に傷病の状態等に関する届（様式第16号の2）を所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。

また、療養開始後1年6か月を経過しても傷病(補償)年金の支給要件を満たしていない場合は、毎年1月分の休業(補償)給付を請求する際に、傷病の状態等に関する報告書（様式第16号の11）をあわせて提出しなければなりません。

## 傷 病 等 級 表

傷病等級	給付の内容	障害の状態
第1級	当該障害の状態が継続している期間 1年につき給付基礎日額の 313日分	(1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの (3) 両眼が失明しているもの (4) そしゃく及び言語の機能を廃しているもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃しているもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃しているもの (9) 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第2級	同 277日分	(1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、隨時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、隨時介護を要するもの (3) 両眼の視力が0.02以下になっているもの (4) 両上肢を腕関節以上で失ったもの (5) 両下肢を足関節以上で失ったもの (6) 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第3級	同 245日分	(1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの (3) 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの (4) そしゃく又は言語の機能を廃しているもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの (6) 第1号及び第2号に定めるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

# 記載例

様式第16号の2

## 労働者災害補償保険 傷病の状態等に関する届

① 労働保険番号	府県 所轄 管轄	基幹番号	枝番号	負傷又は ③ 発病 年月日	13年10月2日
② フリガナ 氏名	オカタマユウジ 岡田 友治 (男・女)				
④ 労働者 生年月日	昭和〇〇年6月23日(〇〇歳)				療養開始 ④ 年月日
⑤ ⑥ 厚生年金保険等の受給關係 の住 所	マエバシシ オオラマチ 前橋市 大手町〇-〇				13年10月2日
⑦ 添付する書類その他の資料名	(診断書のとおり。)				
⑧ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局	被保険者証等の記号番号	被保険者資格の取得年月日		年 月 日	
	年金の種類	厚生年金保険法のイ障害年金 国民年金法のイ障害年金 雇員保険法の障害年金			
	障害等級			級	
	支給される年金の額			円	
	支給されることとなった年月日			年 月 日	
	年金証書の記号番号				
所轄社会保険事務所等					

当該傷病に関して厚生年金保険等が支給される場合にのみ記入してください。

添付する書類その他の資料名を記入してください。

上記のとおり届けます。

郵便番号 371-XXXX

〇〇〇局

電話番号 〇〇〇〇番

14年4月26日

届出人の

住所 前橋市 大手町〇-〇

氏名 岡田 友治



前橋労働基準監督署長 殿

- [注意] 1. ※印欄には記載しないこと  
 2. 記載すべき事項のない欄には斜線を引き、事項を選択する場合には該当のない事項を消すこと。  
 3. ⑧については、(傷病補償年金又は傷病年金を受取ることとなる場合において)傷病補償年金又は傷病年金の払渡しを金融機関から受け取ることを希望する者にあっては「金融機関」欄に、傷病補償年金又は傷病年金の払渡しを郵便局から受け取ることを希望する者にあっては「郵便局」欄に、それを記載すること。  
 なお、郵便局から払渡しを受け取ることを希望する場合はであって振替預入によらないときは、「郵便貯金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。  
 4. 「届出人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

自筆による署名の場合には、押印は必要ありません。